

伊勢市農業委員会 第196回 総会議事録

日 時	令和4年4月15日（金） 13時56分～15時11分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉</p> <p>8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭</p> <p>18番 大西 正義 19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>5番 川端 善宏 12番 山口 和男</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	8番 中西 重喜 18番 大西 正義
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. 一時転用の完了報告について</p> <p>5. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第196回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>17</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 8番の中西 重喜さん 18番の大西 正義さん のご兩名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上4件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでござい</p>

ます。件数は4件、内訳といたしまして、田が11筆9,506㎡、畑が1筆514㎡の計12筆10,020㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。

それでは1-1ページをご覧ください。以前指摘がありまして、事務局で検討の結果、今回から議案書へ売買等の理由を記載することを省略していますのでご了承ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は、一色町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は一色町地内 一色排水機場より南へ220mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は、田尻町の田5筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は田尻町地内に点在する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人は、有滝町の田3筆と畑1筆及び村松町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は有滝町及び村松町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は上野町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上野町地内 上野橋より東へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。なお、本案件は下限面積要件を、現時点では満たしておらず、利用権設定の公告を得て初めて満たすものでもあります。お認めいただきましたら、再度許可を保留して、公告日（R4.5.6予定）と同日付で許可したいものでございます。

	<p>議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。4番につきましては、利用権設定後に下限面積を上回りますので、公告日と同日付で許可することを条件とすることで決定致しました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件、内訳といたしまして、田のみ9筆の計12.72㎡でございます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番から7番までの計7件が、同一申請人による営農型太陽光発電の更新案件でございます。申請人は鹿海町の自己所有の田において支柱を立てて太陽光パネルを設置して発電をし、下部の農地では榊・ブルーベリーを栽培しようとするもので、パネルの支柱部分の合計面積について許可日より3年間一時転用したいとの申請にございます。【初回許可の作物は全て榊でしたが、約一年後に5か所だけ作物をブルー</p>

ベリーに変更をしています。なお、申請人が代表取締役になっている法人へ利用権設定をしています。【自己所有の土地での営農型太陽光発電申請のため、3条による地上権設定の申請が不要となります。】

1番の申請地は、鹿海町地内 掘割橋より南西へ650mに位置する農用地で、現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

後の6か所につきましても、設置面積等若干の違いがあるもののほぼ同じ内容で、全て耕作地と判断されました。現在は育成中ということで収穫されていませんが、管理は適正にされています。なお、パネル設置面積に関して、前はパネルの角度を計算に入れていませんでしたので、今回で正しく計算をし直しました。

なお、営農状況に問題がなければ再度の一時転用許可の更新も可能ですが、営農が行われない場合、通常の反収と比べて2割以上減少した場合、作物の品質が著しく劣化している場合、機械の効率利用が困難な場合になると、営農の適切な継続が確保されていないと判断し、更新ができなくなるうえ、設備を撤去する必要があるというもので、その旨の確約書を提出しています。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は12件、内訳といたしまして、田が10筆2,583.17㎡、畑が12筆3,989.53㎡の計22筆6,572.70㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。黒瀬町で情報処理業を営む有限会社池田会計事務所 代表取締役 池田 六太郎さんが、黒瀬町の田2筆を譲り受けて、2箇所合わせて駐車場15台分としたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内 JR五十鈴ヶ丘駅より南西へ300m及び250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として、【830-1】は現状のまま使用して問題なく、【845】はコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

2番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である名古屋市中村区竹橋町で総合工事業を営む株式会社奥村組 名古屋支店 執行役員支店長 堀 順一さんが、中日本高速道路株式会社が発注した伊勢自動車道 名松高架橋 他6橋 耐震補強工事を受注した関係で、佐八町の田3筆を令和5年8月31日まで賃貸借により借り上げて工事用の資材置場としたいとの申請でございます。申請地は佐八町地内 私立佐八保育園より南西へ330m及び290mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

3番、こちらは売買でございます。

受人は磯町の畑1筆を譲り受けて、駐車場1台分としたいとの申請にござい

ます。申請地は磯町地内 市立御園中学校より北へ120mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人である村松町で自動車販売・修理業を営む ハッピーオート有限会社 代表取締役 柘植 良弘さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、車両置場27台分としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より南東へ260mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面を設置するとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。本案件は次の6番と一体での造成になります。受人である宮町2丁目で不動産業を営む有限会社クリエイト 代表取締役 小西 一通 さんが、鹿海町の田2筆と畑2筆を譲り受けて、隣接する宅地34.62㎡外2筆の内40.11㎡とあわせて一体利用することで、建売住宅13棟 建築面積1,033.37㎡としたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 国道23号 鹿海町交差点より東へ140mに位置する第3種農地でございます。本申請場所につきましては、一体利用地に生えていた大木を三重県建築開発課に抜根の相談をし同意を得て、令和4年3月16日頃から作業を開始し、農地部分も着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。なお、本案件の転用面積は、1,000㎡を超えておりますので、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

6番、こちらは使用貸借でございます。借人は父親名義の鹿海町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積92.19㎡としたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 福社会館伊勢より南へ120mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましても、着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は29%、排水は合併浄化槽をへて北側新設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート

ブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことをございます。なお、本案件は前号5番と一体での造成であり、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものをございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをございます。

7番、こちらも使用貸借でございます。会社役員である借人が、田2筆と畑1筆の計888㎡の内53.70㎡を使用貸借により借り上げて、隣接する宅地608.69㎡の内0.78㎡とあわせて一体利用することで、自己事務所への進入路を拡幅したいとの申請にございます。申請地は神菌町地内神菌農村公園より南へ30mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、既に5条許可を得ていた工事において、一部変更が生じたため2月頃に着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として道路肩に土のうを設置するとのことをございます。

8番、こちらは売買でございます。受人は、小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、隣接する雑種地248㎡とあわせて一体利用する計画で、所有権が移転した後に小俣町湯田で自動車販売業を営む有限会社ミナミ自動車販売 代表取締役 野口 守茂さんに貸し出す駐車場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 J A 葬祭虹のホール伊勢より東へ120mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

9番、こちらも売買でございます。受人である津市栄町で建築業兼不動産業を営む株式会社サントピアホーム 代表取締役 濱田 正宏さんが、小俣町新村の畑3筆を譲り受けて、建売住宅1棟 建築面積61.28㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町新村地内 東新村公園より南西へ610mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

10番、こちらも売買でございます。受人である船江1丁目で宅地建物取引業を営むスマート開発株式会社 代表取締役 西村 理恵子 さんが、御菌町高向

の田1筆を譲り受けて、宅地造成1区画 としていたとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可しうる案件にございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より西へ240mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

11番、こちらも売買にございます。受人である曾祢2丁目で宅建・建設業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光 さんが、御菌町高向の畑1筆を譲り受けて、宅地造成1区画 としていたとの申請にございます。こちらも10番と同様に、例外的に許可し得る案件にございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より南西へ250mに位置する第3種農地にございます。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

12番、こちらも売買にございます。受人である御菌町高向で土木工事業を営む有限会社東海建設工業 代表取締役 尾崎 千尋さんが、御菌町高向の畑1筆を譲り受けて、資材置場としていたとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より南西へ240mに位置する第3種農地にございます。本申請場所につきましては、平成3年10月27日に父から相続しましたが耕作をしておらず、その後隣接地が造成されて水はけが悪くなったため、平成4年頃申請人が土を入れ整地してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
吉田委員	5番と6番の申請について開発は一体で行われるのですか。
係 長	<p>はい、一体で行われます。14区画で開発をしますが、そのうち1区画をその土地の所有者の方が使用貸借で娘さんの住宅に転用します。</p> <p>そして、4月12日に推進委員の中川委員からお電話で5番、6番について、ご意見があり、今回の総会に出席はしませんが、みなさんへお伝えくださいということで。事務局から報告させていただきます。</p> <p>鹿海町の国道23号沿いで住宅地への開発が4,5か所行われてきたが、大雨が降った時などに生活排水が排水路から溢れて一色町や鹿海町の田に流れ込み、ここ数年水稻に悪影響が現われてきているということで、伊勢市への要望書の提出について関係団体で協議しているとのこと。このようなことがあるということを知っていただきたいというご意見を承っております。以上でございます。</p> <p>このことについて、各々の開発自体の排水は問題ないのですが、大雨が降った時などに川などに排水が追いつかず、溢れて農地の方へ流れてきてしまうことが増えてきたということで、伊勢市に対して排水の対策などをしてほしいという要望をこれから出そうという相談をしているという事実があるということを知ってほしいということでした。</p>
出口委員	農業委員会から市へ意見書を上げるというのも良いかもしれませんが、この問題は農地法のことだけでなく都市計画法の問題も絡んでくるかと思えますし、法律や制度の問題となると伊勢市だけではどうしようもないと思えます。法律や制度が現状と見合っていないことが発生した場合、市から県や国へ提案する場はあるのでしょうか。
局 長	農業委員会の場合は上部機関として、県の農業会議があります。今回の開発については転用面積が3,000㎡を超えるので、農業会議への諮問案件となります。今回の排水の件についても、農業会議へこのよ

	<p>うなことがあったと伝えることは可能かと思います。しかし、以前鹿海町で開発案件があった際、一色町の委員さんから同じような意見を頂戴して農業会議へ条件を付けた上での許可や不許可にすることができかなどの問い合わせをしたことはありましたが、法的に問題がなければそのような理由で不許可にすることなどはできないといわれました。</p>
<p>出口委員</p>	<p>大規模開発に比べて規制の少ない小規模の開発を繰り返して、災害が起こった時に責任の所在を明確にするためにもそのような規制のできる法律を作らないといけないとは思いますが、それはなかなか実現できないという問題が現実にあります。地方公共団体の中で実態としてこのような現状があるということを国へ伝えて法律を改正しない限り、根本的な解決は難しいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにごいませんか。なければ3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>青木 (農林水産課)</p>	<p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、5番、6番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は28件で、田が86筆の106,758㎡、畑が</p>

5筆の2,482㎡、計91筆の109,240㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ3筆の2,781㎡。
- ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、田のみ12筆の23,552㎡。
- ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が23件で、田のみ71筆の80,425㎡。
- ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、畑のみ5筆の2,482㎡。

以上件数は28件で、田が86筆の106,758㎡、畑が5筆の2,482㎡、計91筆の109,240㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について

……1件（説明内容記録省略）

- 2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……8件（説明内容記録省略）
- 3. 農地利用変更届出書について
……6件（説明内容記録省略）
- 4. 一時転用の完了報告について
……3件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。

係 長

それでは事務局から3点、連絡と報告をさせていただきます。

1点目は、4月の現地調査のお願いでございます。

- ・ 4月25日（月） 神廣 敏夫 委員、 中川 亜沙美 委員
- ・ 4月26日（火） 森北 雅博 委員、 中西 正平 委員

にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。

2点目は、4条及び5条の転用申請書の様式が改正されました。本年4月から、申請者等の職業及び転用する土地の利用状況と収穫高の欄について、削除されました。そのため、以降の議案書からは、職業欄がなくなります。

3点目は、前回の株式会社 大地開発の申請に係る内容の報告です。

まず、事業変更申請については、4条として扱いましたが、正しくは5条でした。当初の許可を5条で出しているため、その事業内容を変更するためであり、事務局の思い違いによるところで、誠に申し訳

ありません。なお、変更許可は、5条で交付しておりますので、ご了承ください。

次に、開発に関する経緯等について、ご説明します。前回の総会后に、伊勢建設事務所 建築開発室の担当者に話を聞いてきました。まず、登記簿の提出に関しては、最初の申請時のみ3か月以内に取得した全部事項証明と公図を添付させているとのことであり、該当地番については、申請当初から含まれていたとのことでした。申請の流れについては、令和3年4月27日に市へ開発申請があり、翌5月27日に県が受理をして、6月に開発と農転を同時許可しました。その後、令和4年1月28日に面積、区画、擁壁等を変更したため、変更許可の申請がありました。そして、2月18日に完了届があり、2月24日に完了検査を実施し、3月3日に検査済証を発行したとのことでした。報告は、以上になります。

議長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第196回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____